

議案第98号 小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うとともに、全部改正される行政不服審査法により、不服申立て制度が審査請求に一元化されることから、異議申立てに関する規定を審査請求に改めるもの。

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和43年小松島市条例第10号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p style="text-align: center;">第3章 異議申立て (異議申立て)</p> <p>第26条 本市の行う消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に協力したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、公務災害補償の金額の決定その他公務災害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>異議申立て</u>をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第4条の2(略)</p> <p style="text-align: center;">(他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該損害補</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 審査請求 (審査請求)</p> <p>第26条 本市の行う消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に協力したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、公務災害補償の金額の決定その他公務災害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第4条の2(略)</p> <p style="text-align: center;">(他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該年金た</u></p>	<p>改正 改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>

償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。)	0.73
--------	---	------

る損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同	0.73
--------------------------------------	--	------

改正

改正

改正

				法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。） 障害厚生年金等及び障害基礎年金	
			2 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）		0.82（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.81）
			3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金	0.73			
			4 障害補償年金（第十八条の二に規定する	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の障

改正

改正

			公務上の災害に係るものに限る。)		害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.81)	改正
			5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第一項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.80	
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第28条第1項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。以下同じ。)	0.80				改正
			6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公		0.87	

--	--	--

務上の災害に係るものに限る。		
----------------	--	--

改正

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支

改正

欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86
	国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。)の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88
	1 障害厚生年金等	

改正

			2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	0.91（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90）	改正	
			2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91）		改正
			3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に	1 障害厚生年金等	0.83	
				2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支	0.88	

			係るものを除く。)	給される場合を除く。)		
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.83				改正
	国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88	4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.89 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88)	改正
				2 障害基礎年金 (当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91)	改正
			5 遺族補償年金 (第18条の2	1 遺族厚生年金等	0.84	
			2 遺族基礎年金 (当該損害補償の事由と		0.88	

			に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	なつた死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金, 平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金, 平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金(以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等に		
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84		よる遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金		改正
	国民年金法の規定による遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88	6 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 遺族厚生年金等 2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年	0.89 0.92	
						改正

--	--	--

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率(当該年金たる給付の2が支給される場合)にあっては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該年金たる給付の2が支給される場合)にあっては、その合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率(当該法律による年金たる給付の数が2である場合)にあっては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合)にあっては、その合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

改正

傷病補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金「以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。）」	0.75	1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）」	0.75	改正
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。）」	0.75		2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）」	0.75	改正
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。）」	0.89		3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）」	0.89	改正
傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）」			2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）」	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）	改正
				2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病	

				等級に該 当する障 害に係る 傷病補償 年金にあ っては、 0.82)	改正
		3 旧国民年金法による障害年金		0.93 (第 一級又は 第二級の 傷病等級 に該当す る障害に 係る傷病 補償年金 にあつて は、0.92)	改正

障害補償年金	旧船員保険法の規定による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.74
	旧国民年金法の規定による障害年金	0.89

3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89

改正

			<p>4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p> <p>1 旧船員保険法による障害年金</p>	<p>0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.82）</p>	<p>改正</p>
--	--	--	--	--	-----------

				<p>2 旧厚生年金保険法による障害年金</p>	<p>0.83(第1級)の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、 0.81, 第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、 0.82) 0.93(第1級又は第2級の障害等級に</p>	<p>改正</p>
				<p>3 旧国民年金法による障害年金</p>	<p>該当する障害に係</p>	<p>改正</p>

					る障害補償年金にあつては、0.92)
				5 遺族補償年金（第18条の2	1 国民年金等改正法附則第 18 条第項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 0.80
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80	に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	2 国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 0.80	改正
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80		3 国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金 0.90	
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90			
			6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 0.87	
				2 国民年金等改正法附則第78条第1項に	0.87

--	--	--

る。)	規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金, 準母子年金, 遺児年金又は寡婦年金	0.93

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる _____ 年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

- (1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金
- (2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、第1項又は第2項に規定する場合に応じ、それぞれ第1項又は第2

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

- (1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金
- (2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その

改正

改正

項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の2が支給される場合にあつては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

- 6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあつては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

- 6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

改正

旧船員保険法の規定による障害年金	0.75	旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.75	旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法の規定による障害年金	0.89	旧国民年金法による障害年金	0.89
7 (略)		7 (略)	